五条の十三第十三項」を「第二十五条の十三第十四項」に改め、「前年十二月三十一日」の下に「又は法第三十七条の十四第二十四項の規定により当該金融商品取引業者等の営業所の長に同項に規定する非課税適用確認書が添付された同項に規定する非課税口座開設届出書の提出があつたものとみなされた日の属する同項に規定する勘定設定期間の終了の日のいずれか遅い日」を加え、同表第十八条の十五の八第三項の項中「第三十七条の十四第六項各号」を「第三十七条の十四第六項各号」に改める。

第十八条の十八第二項中「同条第四項」を「同条第四項第一号」に改める。

第十八条の十九の三第一号中「（以下この条）」を「（以下この項）」に改め、同号ロ中「この条」を「この項」に改め、「おそれをいう」の下に「。ロにおいて同じ」を、「事項」の下に「（当該非居住者の事業再編（事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロにおいて同じ。）により当該内部取引において当該非居住者の恒久的施設若しくは事業場等が果たす機能又は当該内部取引において当該非居住者の恒久的施設若しくは事業場等が負担するリスクに変更があつた場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）」を加え、同号ホ中「した額」の下に「の明細、当該対価の額とした額」を、「書類」の下に「並びに当該対価の額とした額に係る独立企業間価格（法第四十条の三の三第一項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）の算定の方法及び当該内部取引（当該内部取引と密接に関連する他の取引（他の内部取引を含む。）を含む。）に関する事項についての我が国以外の国又は地域の権限ある当局による確認がある場合（同項の非居住者の納税地を所轄する国税局長又は税務署長による確認がある場合を除く。）における当該確認の内容を記載した書類」を加え、同号ヘ中「明細」の下に「並びに当該損益の額の計算の過程」を加え、同号ト中「分析」の下に「（当該市場の特性が当該内部取引に係る対価の額とした額又は損益の額に与える影響に関する分析を含む。）」を加え、同号チ中「方針」の下に「及び組織の系統」を加え、同号リ中「含む」の下に「。リにおいて同じ」を加え、「その内容」を「その取引の内容並びにその取引が当該内部取引と密接に関連する事情」に改め、同条第二号中「（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「方法」の下に「、その選定に係る重要な前提条件」を加え、同号ロ中「明細」の下に「（当該比較対象取引等の財務情報を含む。）」を加え、同条に次の五項を加える。

2　法第四十条の三の三第三項の非居住者は、前項各号に掲げる書類を整理し、起算日から七年間、当該書類を納税地又は当該非居住者の国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下この項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。この場合において、当該書類のうち納税地等に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該書類の写しを納税地等に保存していることをもつて当該書類を納税地等に保存しているものとみなす。

3　前項に規定する起算日とは、法第四十条の三の三第三項の規定により第一項各号に掲げる書類を作成し、又は取得すべきこととされる年分の所得税に係る確定申告期限の翌日をいう。

4　法第四十条の三の三第四項第二号に規定する財務省令で定める資産は、無形固定資産その他の無形資産とする。

5　法第四十条の三の三第五項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第五項に規定する同時文書化対象内部取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

6　法第四十条の三の三第六項に規定する財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に相当する書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第六項に規定する同時文書化免除内部取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

第十八条の十九の四第二号中「第四十条の三の三第十二項第一号」を「第四十条の三の三第十六項第一号」に、「同条第十六項」を「同条第二十項」に改める。

第十八条の二十一第二項第一号中「」及び」を「」及び当該家屋が」に、「定める当該家屋が」をなした年月日」に、「当該居住の用に供した日の」を「第十八項第六号に掲げる年月日又は第二十一項第一号の居住の用に供した」に、「同条第十八項又は第二十一項に規定する再び居住の用に供した日の」を「第二十項又は同号の再び居住の用に供することとなつた」に改め、同条第十五項中「（同条第二十六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第二十五項各号」を「同項各号」に改め、同条第十六項中「第二十六条第二十八項第一号」を「第二十六条第二十七項第一号」に改め、同条第十七項中「第二十六条第二十八項第三号」を「第二十六条第二十七項第三号」に改め、同条第十八項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削り、同条第十九項中「居住者」を「個人」に改め、同条第二十四項中「第二十六条第二十九項」を「第二十六条第二十八項」に改める。

第十八条の二十三第一項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削り、同条第三項中「居住者」を「個人」に改め、同条第四項中「の個人番号又は」を「（個人を除く。）の」に改め、同条第五項中「居住者」を「個人」に改める。

第十八条の二十三の二第一項中「第八項」を「第七項、第八項」に改め、「（同条第十九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同条第二項中「（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同条第九項中「第二十六条第二十八項第一号」を「第二十六条第二十七項第一号」に、「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に改め、同条第十項中「第十九条の十一の三第八項」を「第十九条の十一の三第九項」に改め、同条第十一項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「同条第三項に規定する増改築等住宅借入金等（以下この条において「増改築等住宅借入金等」という。）の金額又は法第四十一条の三の二第七項に規定する断熱改修住宅借入金等（以下この条において「断熱改修住宅借入金等」という。）」を「増改築等住宅借入金等（同条第一項に規定する増改築等住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。）の金額、断熱改修住宅借入金等（法第四十一条の三の二第五項に規定する断熱改修住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。）の金額又は多世帯同居改修住宅借入金等（法第四十一条の三の二第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。）」に、「である場合又は」を「又は」に、「である場合に」を「に該当する法第四十一条の三の二第一項に規定する特定個人として同項の規定により法第四十一条の規定の適用を受ける場合に」に改め、同項第一号中「第二十六条の四第五項第三号」の下に「、第十九項第三号」を加え、同項第二号ハ中「又は」を「、同項第三号に規定する特定多世帯同居改修工事等に要した同項に規定する費用の額又は」に改め、同号ニ中「第四十一条の三の二第十五項」を「第四十一条の三の二第十八項」に改め、同項第三号中「又は断熱改修住宅借入金等」を「、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」に改め、同条第十二項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に改め、「以下この項及び」を削り、「十三年内」とあるのは「三年内」と、」を「十三年内。以下この項において同じ。」とあるのは「三年内」と、」に、「八年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）」を削り、「当該居住日の年月日」を「その居住の用に供した年月日」に、「当該居住の用に供した日の」を「第十八項第六号に掲げる年月日又は第二十一項第一号の居住の用に供した」に、「同条第十八項又は第二十一項に規定する再び居住の用に供した日の」を「第二十項又は同号の再び居住の用に供することとなつた」に改め、同条第十五項中「（同条第二十六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第二十五項各号」を「同項各号」に改め、同条第十六項中「第二十六条第二十八項第一号」を「第二十六条第二十七項第一号」に改め、同条第十七項中「第二十六条第二十八項第三号」を「第二十六条第二十七項第三号」に改め、同条第十八項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削り、同条第十九項中「居住者」を「個人」に改め、同条第二十四項中「第二十六条第二十九項」を「第二十六条第二十八項」に改める。

第十八条の二十三第一項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削り、同条第三項中「居住者」を「個人」に改め、同条第四項中「の個人番号又は」を「（個人を除く。）の」に改め、同条第五項中「居住者」を「個人」に改める。

第十八条の二十三の二第一項中「第八項」を「第七項、第八項」に改め、「（同条第十九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同条第二項中「（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同条第九項中「第二十六条第二十八項第一号」を「第二十六条第二十七項第一号」に、「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に改め、同条第十項中「第十九条の十一の三第八項」を「第十九条の十一の三第九項」に改め、同条第十一項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「同条第三項に規定する増改築等住宅借入金等（以下この条において「増改築等住宅借入金等」という。）の金額又は法第四十一条の三の二第七項に規定する断熱改修住宅借入金等（以下この条において「断熱改修住宅借入金等」という。）」を「増改築等住宅借入金等（同条第一項に規定する増改築等住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。）の金額、断熱改修住宅借入金等（法第四十一条の三の二第五項に規定する断熱改修住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。）の金額又は多世帯同居改修住宅借入金等（法第四十一条の三の二第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。）」に、「である場合又は」を「又は」に、「である場合に」を「に該当する法第四十一条の三の二第一項に規定する特定個人として同項の規定により法第四十一条の規定の適用を受ける場合に」に改め、同項第一号中「第二十六条の四第五項第三号」の下に「、第十九項第三号」を加え、同項第二号ハ中「又は」を「、同項第三号に規定する特定多世帯同居改修工事等に要した同項に規定する費用の額又は」に改め、同号ニ中「第四十一条の三の二第十五項」を「第四十一条の三の二第十八項」に改め、同項第三号中「又は断熱改修住宅借入金等」を「、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」に改め、同条第十二項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に改め、「以下この項及び」を削り、「十三年内」とあるのは「三年内」と、」を「十三年内。以下この項において同じ。」とあるのは「三年内」と、」に、「八年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項の規定